

多様な採用手法導入等支援事業のお知らせ

宮崎県では新型コロナウイルス感染症の影響下における事業所の情報発信力の強化や多様な採用手法の導入に向けた取組を支援するため、多様な採用手法導入等支援事業を行います。

多様な採用手法導入等支援事業について

県内事業所が行う、自社ホームページの情報発信強化やWEB面接等多様な採用手法の導入に要する経費を助成します。

【補助率】3/4以内
【補助上限額】100万円

ポイント! 事業所の魅力や求人情報発信、採用のWEB化にかかった費用を助成

補助事業者の要件

前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- ① 県内に本社又は事業所を有する法人、任意団体又は個人事業者(一部除く)。
- ② 令和2年3月1日以降において、令和3年3月卒業予定の高校生又は大学生等の新規採用求人又はその他の採用求人を公表していること。ただし、いずれの求人も県内の本社又は事業所に勤務する求人で、週20時間以上の無期雇用契約とする。
- ③ 県税に未納がないこと。
- ④ 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ⑤ 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑥ その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

補助対象経費

- 補助対象**
- ① インターネット上で実施する企業説明会及び面接の導入に要する経費
 - ② 事業所の魅力や採用情報を発信するホームページの新設や改修等に要する経費
 - ③ その他事業所の魅力や求人情報をインターネット上で広く周知するために必要な経費

補助率 3/4以内(千円未満の端数は切り捨て)

上限額 100万円

- 留意事項**
- ① 交付決定日(第5条第2項の規定により交付決定前着手届を提出した場合にあっては、知事が補助金等交付申請書を受理した日)以降に支出したことが確認できる経費であること。
 - ② 同一の物品(タブレット端末、パーソナルコンピューター、動画撮影用カメラ等)については、1組限りを補助対象経費とすること。
 - ③ 県外事業所における経費は除くこと。
 - ④ 国や市町村、その他の補助金の補助対象経費と重複しない経費であること。

申請について

申請期限 令和3年3月31日まで又は予算上限に達するまで

申請方法 県HPから交付申請書等をダウンロードし、必要書類とあわせて、下記申込先へ御提出ください。詳細については、県HPを御覧ください。



◀ 事業案内ページ(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/koyorodoseisaku/20200806094136.html>)

県HPからは、
トップ>しごと・産業>労働・雇用>雇用対策>多様な採用手法導入等支援事業補助金

お問合せ先
お申込先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当
電話:0985(26)7105/FAX:0985(32)3887
E-mail: u-turn@pref.miyazaki.lg.jp

